

## 対面活動実施に係る指針

令和5年3月24日（第10版）

### ○趣 旨

この指針は、新型コロナウイルス感染症対策として、対面による実験・実習・実技，さらに研究活動や窓口業務を行うに当たり，全学として取り組む注意事項をまとめたものである。

なお，本指針は全学共通の指針として示したものであり，教室（施設・設備）の様態や教育の内容は学部等で異なるため，本指針のほか，別途キャンパス（学部・研究科を含む。）ごとに指針等を必要に応じて作成すること。

### 【共通事項】

#### ○マスクの着用について

- ・マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする。

#### ○感染症対策について

- ・基本的な感染対策として，「換気」，「人と人との距離の確保」等の励行を行う。

#### ○注意すべき三原則（屋内）

- ・十分な換気（部屋の大きさにもよるが，一般的に1～2時間毎に5～10分程度）
- ・人との距離を確保
- ・近距離での会話回避

#### ○換 気

- ・休み時間毎2方向のそれぞれ1つ以上の窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われる）を広く開けて換気を行うようにすること。
- ・換気の程度は天気や教室の位置によって異なり，授業中も2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開けておくことが望ましい。
- ・窓のない部屋は十分に換気をすることが難しいことがあるため，常時，入り口を開けておいたり，換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努める。また，使用時は，人の密度が高くないように配慮すること。
- ・体育館のような広く天井の高い部屋でも，人の密度が高い状態では換気を行うようにする。換気は感染防止の観点から重要であり，人の密度が低い状態でも換気に努めるようにすること。

#### ○人との距離の確保，近距離での会話回避

- ・近距離で互いにマスク無しで会話することは感染リスクを高めることになる点を意識し，学生の指導に当たること。

#### ○健康管理

- ・感染症予防の一つとして，日頃から健康や行動を記録することを心がけるとともに飲食店等における

会食などの場でクラスターが多く発生していることから、感染リスクの高い場所の利用は避けるなど一人一人が「自分の身を守る」ことを意識して行動すること。

- ・新型コロナウイルス感染症の診断を受けたときは、所属する各キャンパスの保健管理センター等に連絡し、その指示に従わせること。更に、体調が悪い時や不安を抱えているとき又は濃厚接触者の疑いがある場合（新型コロナウイルス感染者と同居あるいは長時間の接触があった者）も、同センター等に適宜連絡し、その指示に従わせること。

○小白川キャンパス：保健管理センター

（メール）yu-nsroom@jm.kj.yamagata-u.ac.jp（電話）023-628-4154

○飯田キャンパス：医学部保健管理室

（電話）023-628-5981

○米沢キャンパス：工学部保健管理室

（メール）yu-kougakusei@jm.kj.yamagata-u.ac.jp（電話）0238-26-3034

○鶴岡キャンパス：農学部保健室

（メール）yu-nouhoken@jm.kj.yamagata-u.ac.jp（電話）0235-28-2817

## ○実技指導

- ・音楽・調理・美術・スポーツなどの実技指導において、狭い空間や換気が悪い状態で活動することが新型コロナウイルス感染症の感染リスクを高めることを教員が認識し、必要に応じてそのリスクを下げる工夫を行うこと。

附 則

この指針は、令和2年5月12日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年8月3日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年7月6日から施行し、令和3年6月23日から適用する。

附 則

この指針は、令和3年8月23日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年12月7日から施行する。

附 則

この指針は、令和4年1月21日から施行する。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和4年7月12日から施行する。

附 則

この指針は、令和5年4月1日から施行する。